

大井町子ども・子育て支援事業計画

事業評価表1

資料1

1 教育・保育施設 ※下線は、中間見直し後の数値

番号	区分	担当課	量の見込みと確保の内容	令和5年度実施状況			計画数					確保の方針
				実績数	(実績数-計画数)	実施状況の説明	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
1	1号認定(3歳以上、教育希望)	教育総務課	1 利用児童数	153	▲ 3		157	158	155	156	152	幼稚園は十分な定員を有している。また、一時預かり事業により保育ニーズの高い園児の受け入れも整備されている。引き続き、教育・保育の総合的な質の維持、向上を図っていく。
			2 確保の内容	153	▲ 59		220	200	200	212	212	
			特定教育・保育施設	153	▲ 59		220	200	200	212	212	
			確認を受けない幼稚園	-	-		-	-	-	-	-	
			過不足(2-1)	0	▲ 56		63	42	45	56	60	
2	2号認定(3歳以上、保育が必要)	子育て健康課	1 利用児童数	195	65	【H6.3.1現在】	132	133	130	130	127	令和5年4月1日の国基準の待機児童数は、1人となり、令和4年度の4人から減少した。 また、年度途中では、入所を希望してもすぐに入所できない状況は依然として変わらず、年度の後半に向かって入所保留者数は増加している。
			2 確保の内容	164	▲ 19	・保育所別 大井保育園 77名 栄光愛児園 106名 さみどり分園 18名 こもれびと風 56名 管外保育所 95名 ・年齢別 5歳児 70名 4歳児 66名 3歳児 65名 2歳児 59名 1歳児 65名 0歳児 27名	116	135	135	183	183	
			特定教育・保育施設	164	▲ 19		116	135	135	183	183	
			地域型保育事業	-	-		-	-	-	-	-	
			認可外保育施設	-	-		-	-	-	-	-	
			過不足(2-1)	▲ 31	▲ 84	▲ 16	2	5	53	56		
3	3号認定(1・2歳保育が必要)	子育て健康課	1 利用児童数	111	31	・申込をして支給認定を受けているが、定員超過により入所できなかった入所保留者の人数は、1歳児が増加傾向にある(育児休暇制度を利用し、1歳児で職場復帰する保護者が増加しているため)。	85	83	81	80	79	今年度は待機児童が減少したが、今後は国が進める「こども誰でも通園制度(仮称)」に対応する受け皿拡大を含め、増加する保育需要に対応できるよう、幼稚園との連携や広域入所による他市町との連携により、必要利用総数に対応した定員数の確保を目指す。
			2 確保の内容	81	▲ 15		57	57	57	96	103	
			特定教育・保育施設	81	0		57	57	57	81	88	
			地域型保育事業	0	▲ 15		-	-	-	15	15	
			認可外保育施設	0	-		-	-	-	-	-	
			過不足(2-1)	▲ 30	▲ 46		▲ 28	▲ 26	▲ 24	16	24	
			保育利用率	38.2%	0							
4	3号認定(0歳保育が必要)	子育て健康課	1 利用児童数	17	▲ 16		35	34	33	33	32	
			2 確保の内容	26	▲ 4		17	17	17	30	41	
			特定教育・保育施設	26	0		17	17	17	26	37	
			地域型保育事業	0	▲ 4		-	-	-	4	4	
			認可外保育施設	0	-		-	-	-	-	-	
			過不足(2-1)	9	12		▲ 18	▲ 17	▲ 16	▲ 3	9	
			保育利用率	24.8%	12							

番号	事業名称	担当課	対象	事業の内容	量の見込みと確保の内容	令和5年度実施状況			計画数					確保の方針	
						実績数	(実績数-計画数)	実施状況の説明	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
6	保育所、ファミリー・サポート・センター事業等における一時預かり事業	子育て健康課	①大井保育園では満1歳児から ②ファミリー・サポート・センターでは生後3か月児から <small>小学校6年生まで</small>	家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、主として昼間、保育所その他の場所で一時的に預かる事業	量の見込み合計(人)				643	628	618	610	598	利用は計画値を下回っているが、利用者のニーズは満たしている。	
					確保の内容	(か所)	2	▲ 1	計画どおり実施した。	2	3	3	3		3
						(人)	683	73		600	628	618	610		598
						保育所	643	133	3歳未満利用337件、3歳以上利用306件。1か月平均53.6件。	500	528	518	510		498
ファミリー・サポート・セン	40	▲ 60	1月末現在の実績。活動件数400件のうち、40件が預かりサービス。	100	100	100	100	100							
7	病児病後児保育事業	子育て健康課	生後4か月から <small>小学校3年生</small>	病気や病気の回復期の児童で、保護者の就労等の理由で保護者が保育できない際に、保育施設で児童を預かる事業	量の見込み(人)				40	37	36	33	32	引き続き病気の児童を預かる場を確保する。	
					確保の内容	(か所)	1	0	病気のため集団保育等が困難な児童に対し、専用の保育室で一時預かりを実施した。	1	1	1	1		1
						(人)	50	17		40	37	36	33		32
8	ファミリー・サポート・センター事業	子育て健康課	就学児童	育児の援助を依頼したい人と協力したい人が会員となって一時的、臨時的に有償で子どもを自宅で預かる相互援助活動組織で、依頼会員はおおむね小学6年生までの子どもを持つ保護者とした事業	量の見込み(人)				460	428	414	385	365	前年度同様、支援会員の伸び率が課題である。多様なニーズへの対応のため、多くの支援会員を確保していく必要がある。依頼会員へ支援会員登録への働きかけを行うなど相互援助組織として更なる活性化を図っていく。	
					確保の内容(人)	400	15	1月末現在の実績。送迎335件、送迎及び預かり31件、預かり9件、当日キャンセル(料金発生)25件	460	428	414	385	365		
9	利用者支援事業	子育て健康課	妊娠期から子育て期の方	子どもや保護者等・または妊娠している方が、多様な教育・保育施設や、地域の子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、個々のニーズを把握し情報提供や相談、関係機関との連絡調整を行う事業	実施予定か所数(か所)	1	0	保健師等の専門職が、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な相談に応じ、その状況を継続的に把握するとともに、母子保健サービス等の情報提供を行った。	1	1	1	1	1	子どもや家庭に関するあらゆる相談に応じるために、専門スタッフを確保し、妊娠期からの切れ目のない支援を実施するとともに、子育て健康課や子育て支援センターの機能の拡充・強化を図る必要がある。	
10	妊婦健診事業	子育て健康課	妊婦及び胎児	母子保健法第13条に基づき、妊婦及び胎児の健康増進、妊婦の生活習慣改善を目的として健康診査を行う事業	量の見込み(人)				99	97	95	94	91	すべての妊婦を対象に妊婦健診に対する補助を行い、受診しやすい環境を整えている。	
					確保の内容(人)	137	43	R5.12月実施分までの実績。	99	97	95	94	91		
						実施場所: 県内及び県外医療機関 実施体制: 妊婦健診受診票を母子健康手帳交付時に発行。県外医療機関受診者には実施経費を補助金として交付 検査項目: 一般妊婦健診・子宮がん検診・B型肝炎抗原検査・梅毒検査等 実施時期: 妊娠期									

番号	事業名称	担当課	対象	事業の内容	量の見込みと確保の内容	令和5年度実施状況			計画数					確保の方針
						実績数	(実績数－計画数)	実施状況の説明	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
11	乳児家庭全戸訪問事業(こんには赤ちゃん事業)	子育て健康課	生後4か月までの乳児とその保護者	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況並びに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結び付ける事業	量の見込み(件) 確保の内容(件)				99	97	95	94	91	出生後提出される連絡票に基づき、訪問を行っている。事情により未提出となっている家庭に対しても電話や様々な機会を通して訪問の勧奨を行っている。
12	養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	子育て健康課	要支援児童、特定妊婦、要保護児童	児童の養育を行うために支援を必要とする家庭に対し、養育に関する専門的な相談指導・助言、家事等の支援を行う事業、要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関連機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業	量の見込み(件) 確保の内容(件)				80	80	80	80	80	今後も支援が必要な家庭に対し訪問を実施していく。様々な問題を抱えた家庭に対する事業であるため、研修等への参加により専門職の質を保っていく。適宜、訪問内容や必要性等を含めアセスメントを行い、事業を継続していく。
13	実費徴収に係る補足給付を行う事業	教育総務課 子育て健康課		特定教育・保育施設などの利用者負担額については、町の条例や規則により設定することとされているが、日用品、文房具など必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業	—									今後、国や県の状況を踏まえて実施を含めて内容を検討する。
14	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	子育て健康課		保育の受け皿拡大や、子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のために多様な事業者の能力を活用しながら保育所・地域型保育事業などの整備を促進していくこととされており、新規事業者が事業を円滑に運営できるよう支援・相談などを行う事業	—									今後、国や県の状況を踏まえて実施を含めて内容を検討する。